

## 登米市市有林オフセット・クレジット（J-VER）販売要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、市が登米市市有林間伐促進森林吸収プロジェクトにより取得したオフセット・クレジット（J-VER）（以下「市有林J-VER」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等に販売することについて必要な事項を定めるものとする。

### （購入者の募集）

第2条 市有林J-VERの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

2 市有林J-VERの販売は、市が保有する数量の範囲内で行うものとし、市ホームページに販売可能数量を公表するものとする。

### （販売数量）

第3条 市有林J-VERの最低販売数量は、1 二酸化炭素トンからとし、1 二酸化炭素トン単位で販売するものとする。

### （販売開始日）

第4条 市有林J-VERの販売開始日は、この要領の施行日とする。

### （購入の申込み）

第5条 市有林J-VERの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、次に掲げる書類を市長へ提出するものとする。

- (1) 登米市市有林J-VER購入申込書（様式第1号）
- (2) 登米市市有林J-VER購入計画書（様式第2号）
- (3) 事業者（団体）の概要（様式第3号）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者、団体等は、購入の申込をすることができないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体等
- (2) 市税その他の租税の滞納がある事業者、団体等
- (3) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合に必要と認めるときは、購入希望者に対し、市有林J-VERの使用に必要な範囲において、資料の提出を求めることができるものとする。

### （購入予定者の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、内容を審査の上、市有林J-VERの購入予定者を決定するものとする。

2 市長は、購入の適否について、購入予定者に対し、書面により通知するものとする。

### （契約の締結）

第7条 市長は、前条の規定により購入予定者を決定した場合は、売買契約書（様式第4号）を作成し、契約を締結するものとする。

### （売買代金の納付）

第8条 購入者は、市有林J-VERの売買代金を、市長が別に定める期日までに、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

### （市有林J-VERの移転）

第9条 市長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、環境省が管理するオフセット・クレジット登録

簿において、市の保有口座から購入者が指定する保有口座へ購入した市有林J－VE Rの移転を行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、市長がオフセット・クレジット（J－VE R）の無効化を行うことができるものとする。

（協議）

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年5月17日から施行する。